

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	28	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 確定給付企業年金制度 ・ 特例措置の内容 確定給付企業年金制度（DB）について、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的な財政運営ができる環境の整備 ・ 運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合う仕組み（いわゆるハイブリッド型制度）の実施を可能とするため、将来の財政悪化を想定した計画的な掛金拠出の仕組みを導入すること等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。 	
〔関係条文〕	〔 法人税法施行令第135条、法人税法施行規則第27条の20、所得税法施行令第64条、地方税法第24条、第72条の2、第294条、等 〕	
減収見込額	[初年度] ▲3,600 （ ） [平年度] － （ ） [改正増減収額] － （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的 本施策の実施により、景気変動による企業の追加的な負担の軽減等を実現し、企業年金を実施する企業の安定的な企業活動及び企業年金の安定的な財政運営が可能となることを目指す。</p> <p>（2）施策の必要性 確定給付企業年金の運営について、現行では負債の額を超える掛金の拠出が認められていないため、結果として、景気が悪化し企業業績が悪いときに追加拠出が求められることになり、企業経営に多大な影響を与えているという課題がある。</p> <p>このため、あらかじめ確定給付企業年金の財政悪化を想定した掛金の拠出を可能とすることで、景気変動による財政悪化が企業経営に与える影響を抑制し、安定的な財政運営を行うことを可能とするほか、確定拠出型年金と確定給付型年金の特徴を併せ持ついわゆるハイブリッド型の企業年金の仕組みを実施可能とする等、景気変動等を見越したより弾力的な運営を可能とする必要がある。</p> <p>※「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）において、ハイブリッド型の企業年金制度の導入や、将来の景気変動を見越したより弾力的な運営を可能とする措置について検討し、本年中に結論を得ることとされている。</p>	
本要望に対応する縮減案	－	
ページ		28－1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること 1-3 企業年金等の健全な育成を図ること 1-4 企業年金等の適正な運営を図ること
	政策の達成目標	国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を促進するため、確定給付企業年金の迅速な財政安定化への取組を推進すること等により、企業年金等の普及・拡大を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置を要望
	同上の期間中の達成目標	国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を促進するため、確定給付企業年金の迅速な財政安定化への取組を推進すること等により、企業年金等の普及・拡大を図る。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	平成27年7月1日時点の 規約型確定給付企業年金の件数：13,249件 基金型確定給付企業年金の件数：601件
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	企業年金が安定的に運営されることにより、国民の老後の所得保障の充実が促進され、老後における生活の安定が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税についても、同様の要望を提出している。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	企業年金が安定的に運営されることにより、国民の老後の所得保障の充実が促進され、老後における生活の安定が図られる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—